

第55期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和3年12月17日（金曜日）
午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

議案 剰余金の処分の件

- 株主の皆様への感染防止を第一に考え、昨年同様、本年の株主総会も健康状態にかかわらずご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討ください。
- 株主の皆様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はいたしません。

社是 「自利利他」（自利トハ利他ライフ）



経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、

1. お客様の事業の成功条件を探求し、
2. これを強化するシステムを開発し、
3. その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

証券コード 9746
令和3年11月26日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 飯塚 真規

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様への新型コロナウイルス感染症感染防止を第一に考え、昨年同様、本年の株主総会も健康状態にかかわらずご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和3年12月16日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（90から91ページまで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和3年12月17日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

当社栃木本社別館 6階会議室

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第55期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第55期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
の報告の件

(決議事項)

議案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tkc.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## ご案内

### 1. ライブ配信の実施について

昨年同様、本年も株主総会当日の会場の様子をご視聴いただけるよう、インターネットを活用した「ライブ配信」を実施します。ライブ視聴を希望される場合は、以下に示す「ライブ視聴のご注意」の内容をご確認のうえ、事前にお申込みください。事前のお申込みやご視聴方法等につきましては、同封の「株主総会のライブ視聴の方法について」をご参照ください。

- (1)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、会社法上、株主総会にご出席の株主様が行うことができる質問や動議を行うことはできません。ご質問等は、当社ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。なお、お問い合わせに対する回答方法等は当社にご一任ください。
- (2)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、書面（郵送）またはインターネット等により、令和3年12月16日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### <ライブ視聴のご注意>

- ◎ ライブ視聴にはインターネットに接続できる環境が必要となります。
- ◎ ライブ視聴で使用するインターネット通信機器類の調達および利用料等、一切の費用については株主様のご負担といたします。
- ◎ ライブ映像や音声が乱れ、あるいは一時遮断されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎ ライブ画像の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの第三者への提供や公開・転載・複製、ログイン方法を第三者に伝えること等は固くお断りします。
- ◎ 視聴方法のお問い合わせにつきましては、株主の皆様にも等しくお応えすることが困難であることから対応できかねます。

## 2. 来場される株主の皆様へのお願い（当日の株主総会の運営について）

(1)当日の新型コロナウイルス感染症対策は次のとおりです。あらかじめご確認ください。

### ＜株主総会当日の新型コロナウイルス感染症対策＞

- ◎ 株主総会会場へのご入場にあたり体温を計測いたします。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りいたします。
- ◎ また、体温が、37.5度未満であっても、咳などの症状がある場合はご入場をお断りする、また、ご退場いただくこともございます。
- ◎ ご来場いただく株主様は、必ず、マスクの着用をお願いします。マスクを着用いただけない場合はご入場をお断りいたします。
- ◎ 会場内にはアルコール消毒液を設置します。ご利用ください。
- ◎ ソーシャルディスタンスを十分確保するため、運営スタッフがご案内する場所にご着席ください。
- ◎ 会場内で十分な間隔を確保できない場合は、ご入場をお断りする場合があります。
- ◎ 株主総会の議事は円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施します。
- ◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産のご提供は廃止します。
- ◎ 運営スタッフは体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- ◎ 株主総会会場前のラウンジにお飲み物等をご用意します。株主様ご自身でおとりください。

(2)当日、ご来場いただけない株主の皆様のため、インターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信においては、質疑応答部分も含めて本総会の様子をすべて配信いたします。映像は、株主の皆様のお顔等が極力映らないよう、後方より撮影し、プライバシーに配慮いたしますが、やむを得ず株主様のお顔等が映りこむ場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過およびその成果

##### 1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イン트라ネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

## 2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）に対するワクチン接種の進展とともに、緩やかに持ち直しつつあります。しかしながら、海外での感染拡大は依然として継続しており、国内での再拡大の懸念は払拭されていません。また、サプライチェーンの分断による部材の高騰等の影響が表面化してきており、今後の経済活動には様々な制約が生じる可能性も否定できません。

このような経済環境のもと、当社は新しいシステムやサービスの提供を通じて、積極的に顧客の支援に取り組んでまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の資金繰りや経営助言に取り組むための支援を継続しています。また、クラウド型の会計システムの提供を通じて、中小企業のデジタル化と経理事務の省力化を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和2年10月23日に厚生労働省から事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」が発出されたことを受け、「予防接種台帳システムや関連システムの改修」「ワクチン接種券（クーポン券）通知作成業務の受託」「ワクチン接種予約・受付システムの提供」等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が66,221百万円（前期比2.3%減）、営業利益は12,314百万円（同8.2%増）、経常利益は12,673百万円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,686百万円（同11.1%増）となりました。

売上高が前期と比較して減少した理由は、令和3年4月1日以降開始事業年度から上場企業に強制適用される「収益認識に関する会計基準（以下、収益認識基準）」を早期適用したことによるものです。収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して2,460百万円減少しております。

なお、当社が収益認識基準を早期適用した理由は、同基準を適用する過程で獲得したノウハウを取りまとめ、上場企業向けのコンサルティング・サービスとして提供することにあります。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。



## (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は45,412百万円（前期比3.7%減）、営業利益は10,563百万円（同3.2%増）となりました。収益認識基準を適用した影響額は、売上高において2,344百万円の減少、営業利益において17百万円の減少となっております。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比1.6%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムと会計データを連携できる「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」の導入が進んでいること。会計事務所において「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と外出先・在宅で業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比3.7%増となりました。これは、「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」をはじめとする電子帳簿保存法の要件に完全準拠した財務会計システムの顧客数が増加したこと。令和2年4月から資本金1億円超の法人に電子申告が義務化されたことに伴い、大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」の顧客数が順調に伸展していることなどによります。  
 なお、収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、36百万円減少しております。これは、出荷時に売上高を一括して認識していたソフトウェアのうち、契約の履行義務が一定期間にわたるものについて、契約期間に応じて売上高を月別按分して認識するように変更したためです。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前年比微増となりました。これは「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比11.8%減となりました。これは令和2年1月にマイクロソフト社によるWindows7のサポートが終了し、前期にパソコンの買い換え需要が一巡したことによって、パソコンの販売台数が例年並みに推移していることによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比68.1%減となりました。在宅勤務用の事務機器やコロナウイルス感染予防用品の販売は好調だったものの、会計事務所に提供している会計伝票や事務機器の取引の多くが収益認識基準における「代理人取引」に該当することになり、当期からは取引額から仕入原価を差し引いた額を売上高として認識することになったためです。売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、2,101百万円減少しております。

- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、顧客のサポートおよび提案活動をWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたこと。予定していた大規模イベント等を対面とWebのハイブリッドに切り替えたことによって出張旅費が減少したこと。新規顧客の獲得活動を対面型のセミナーからWebセミナーに切り替えたことによって、セミナー開催費用が減少したことなどによります。

## (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は17,704百万円（前期比1.9%増）、営業利益は1,705百万円（同64.4%増）となりました。収益認識基準を適用した影響額は、売上高において72百万円の減少、営業利益において118百万円の減少となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比10.1%増となりました。これは、令和2年度にシステムを本稼働させた顧客のアウトソーシングサービス売上高やデータセンター利用料が増加したこと。ワクチン接種事業におけるワクチン接種券通知作成業務を受託したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比10.9%減となりました。これは、前期に実施した子ども・子育て支援法の一部改正に伴う幼児教育・保育の無償化のシステム改修など、法律改正に伴う一時的な売上高が、前期と比較して減少したことによります。なお、収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、176百万円減少しております。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比22.3%増となりました。これは、ワクチン接種予約・受付システムやマイナンバーカード交付予約・管理システムなど新たなサービスの受注に伴うシステム導入支援費売上が増加したことなどによります。また、収益認識基準の適用に伴う初年度特有の経理処理（前期以前の開発原価を累積的影響額として計上）を行った結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、116百万円増加しております。
- ④ ハードウェア売上高は前期比5.7%増となりました。これは、顧客のサーバー機器や周辺機器等の更改が前期と比較して増加したことなどによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、前述したワクチン接種事業における通知作成業務の受託やワクチン接種予約・受付システムの提供に加え、顧客のサポートおよび提案活動をWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたことに伴い、出張旅費が大幅に減少したことなどによります。

### (3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,105百万円（前期比5.5%減）、営業利益は39百万円（同63.5%減）となりました。収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、43百万円減少しております。また、営業損益への影響はありませんでした。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比1.7%増となりました。コロナウイルスの感染拡大によって、民間企業におけるダイレクトメールの需要は依然として減少傾向にあるものの、市区町村におけるワクチン接種券の印刷業務を受注したことにより業績を改善することができました。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比4.3%減となりました。これは、顧客企業がデジタル化を進めたことによって、ビジネスフォームの需要が減少したことによります。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、チラシ、書籍等）関連の売上高は、前期比13.1%減となりました。これは、コロナウイルス感染拡大の影響によるイベントなどの中止や延期、Webセミナー等への切り替えによって、イベント等で使用される資料やチラシなどの需要が減少したことによります。

## 3. 全社に関わる重要な事項

### (1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ① クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を前期から継続しています。
- ② 在宅勤務制度、時差通勤制度を導入し、緊急事態宣言の発令中は対象地域の1週間あたりの出勤率目標を30%未満として取り組みました。また、顧客のサポートや商談は原則としてWeb会議システムで実施しました。

### (2) 「収益認識基準」の適用

「収益認識基準」を当期（令和2年10月1日から開始する事業年度）において早期適用しました。これは、当社が「収益認識基準」を適用する過程で得たノウハウを取りまとめ、上場企業向けコンサルティング・サービスとして提供することを目的としています。

### (3) 株式分割の実施

令和3年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しました。この目的は、株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を目指すことにあります。

### (4) システム等に関する特許を取得

以下の6つの特許を取得しました。

- 1) 「福祉相談支援システム、方法、およびプログラム」に関する特許（令和2年10月16日取得／特許第6780144号）
- 2) 「ジェノグラム及びエコマップの作成装置、方法、及びプログラム」に関する特許（令和3年1月8日取得／特許第6821846号）
- 3) 「カード情報読取装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年1月8日取得／特許第6821847号）
- 4) 「施設入所調整装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年2月19日取得／特許第6840882号）
- 5) 「グラフ表示システム、方法、及びプログラム」に関する特許（令和3年4月15日取得／特許第6869408号）
- 6) 「会計データ作成装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年9月27日取得／特許第6950107号）

### (5) ISO/IEC20000を取得

当社のデータセンターである「TKCインターネット・サービスセンター」（以下TISC）が、ITサービスマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC20000」を令和3年6月7日に取得しました。これによりTISC内に構築したTKCクラウドサービスの稼働基盤が、「品質管理」「ITサービスマネジメント」「情報セキュリティ」の面において、国際規格にのっとり管理・運営されていると評価されることができました。今後も当データセンターを拠点として“安全・安心・便利”なクラウドサービスを継続的に提供し、顧客の事業活動を支援します。

## (6) 当社システム利用による法人税申告処理社数が60万社を突破

当社は、昭和56年に日本で最初となる「法人税申告書作成システム（TPS1000）」の提供を開始しました。その後、平成元年に導入された消費税法への対応、電子申告への対応などの法律改正に対応するとともに、継続して機能性の向上に取り組んでまいりました。現在は、法人の決算申告に最適な業務プロセスを搭載し、決算から電子申告まで一気通貫で処理できる「法人決算申告システム（TPS1000）」を提供しています。また、平成14年に導入された連結納税制度に対応した「連結納税システム（eConsoliTax）」を平成15年に提供開始。平成19年には法人税申告書の作成から電子申告まで処理できる大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」を提供しております。

これらの法人税申告書作成システムは、多くのT K C会員事務所や上場企業にご評価いただき、令和3年5月31日に当社システム利用による法人税申告処理社数が60万社を突破しました。これは、日本の法人の4.6社に1社はT K Cの法人税申告書作成システムで処理されているということを示しています。

## (7) コロナ禍での社会貢献活動

コロナ禍における社会貢献活動の一環として、栃木県に対する義援金として3億円、当社の顧客団体（約130市町村）への義援金として総額2億円を寄付しました。

## (8) 当社名誉会長によるT K C会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は令和3年3月、税理士法第33条の2に規定される書面添付に取り組むT K C会員155名に対し、個人所有の当社普通株式を無償譲渡しました。この無償譲渡は平成30年から本年までの4年間にわたり累計1,138名に行われました。

なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社普通株式合計300万株を6,653名のT K C会員に無償譲渡しています。

#### 4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和3年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

##### （1）会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

###### ① コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業の支援

当社は、当期において、TKC会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げて、積極的に顧客を支援しました。

###### 1) TKC会員への最新情報の提供

TKC会員に政府や中小企業支援団体から発信された「雇用調整助成金」や「事業再構築補助金」といった中小企業支援策の情報を正確かつ迅速に伝えるため、TKC会員専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報とこれらの制度を解説するオンデマンド研修を提供しました。この活動は令和2年2月25日から開始し、令和3年9月末日時点で253本の情報を掲載するに至りました。

###### 2) 「TKC月次指標（月次BAST）」の提供

令和3年5月に「TKC月次指標（以下、月次BAST）」の無償提供を開始しました。月次BASTには、TKC会員による月次巡回監査で月次決算の信頼性を確認された25万社超の「月次決算データ」を収録しており、国内に類を見ない統計資料です。直近の売上高や借入金の推移などを全国・都道府県別・年商規模別・業種別に確認することができます。金融機関や行政機関等の中小企業支援者、中小企業の動向を分析する経済学者などが今後の中小企業支援策の検討に活用することを期待しています。

###### 3) 「新型コロナウイルス経営支援情報・資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、人口4万人以上の市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「雇用」「補助金等」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、TKC会員のホームページから確認できるようにしています。TKC会員は、関与先企業をはじめとする中小企業に緊急資金繰り支援策を網羅的に情報発信することが可能です。令和3年9月末日時点で8,002件の支援策を掲載し、わが国最大の中小企業支援策のデータベースとなっています。

なお、このコーナーは開設当初から週2回更新しており、常に最新の情報を掲載しています。

#### 4) 「緊急支援関与先チェック機能」のレベルアップ

国の緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資など、中小企業支援策の適用の可否を関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」に搭載しています。さらに「事業再構築補助金」の第3回公募要領において、補助金の申請要件が変更されたことにも即座に対応し、対象となる関与先企業をワンクリックで抽出できる機能を搭載しました。

#### ② T K C全国会が掲げる「戦略目標2021」の達成に向けた営業活動

T K C全国会は、創設50周年(2021年)に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3か年の運動方針と戦略目標2021を掲げています。その内容は以下のとおりです。

[T K Cブランドで社会を変えるための運動方針]

- 1) 「T K C方式による書面添付」の推進
- 2) 「T K Cモニタリング情報サービス」の推進
- 3) 「T K C方式の自計化」の推進

併せて、T K C全国会の取り組みが多く金融機関から注目され始めています。これを機会としてT K C会員事務所の経営基盤をさらに強固なものとするため、以下の方針を打ち出しています。

- 1) 「T K C会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう。
- 2) 「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう。
- 3) 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう。

当社では、T K C全国会と連携して戦略目標2021の達成に向けた営業活動を展開しました。

#### a) 「T K Cモニタリング情報サービス」の推進

「T K Cモニタリング情報サービス」は、T K C会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後です。

また、当社は「T K Cモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

i. T K C会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

ii. 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の運動性を株式会社T K Cが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

iii. 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和3年9月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む468金融機関に採用されています。また、令和3年9月末日にはT K C全国会の戦略目標2021で掲げた目標である28万件超を達成しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「T K Cモニタリング情報サービス」は、月次試算表、年度決算書、税務申告書を迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業の経営支援において、金融機関とT K C会員の架け橋となることが期待されています。

b) T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

当期も、多くの中小企業が政府系金融機関および民間金融機関において実質無利子・無担保融資の返済に備える必要があることに着目し、引き続き「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（予算登録、部門別管理、資金繰り実績表）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

さらに令和2年9月25日に提供を開始した「F Xクラウドシリーズ」では、「会計で会社を強くする」機能の強化と会計事務所による「巡回監査」を支援する機能の強化を図っています。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の財務経営力と資金調達力の向上を支援してまいります。



c)電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行される改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されています。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴(トレーサビリティ)を残している「優良な電子帳簿」(改正電子帳簿保存法の施行規則第2条及び第5条の要件を満たす電子帳簿)と、②帳簿の加除訂正履歴を保存しない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」(改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿)の二つとされることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「FXシリーズ」の全国規模での導入を支援しています。

d)インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日以降インボイス制度が開始されます。課税事業者においては、適用開始までの2年間の間に、適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。こういった対応の支援を会計事務所が中小企業にスムーズに行えるよう、資料の提供、オンデマンド研修の整備等進めています。

e)会員導入(TKC全国会への入会促進)

TKC全国会では、令和3年12月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Webセミナーを積極的に開催するなど会員導入活動を展開しています。こうした活動の結果として令和3年9月末日現在のTKC会員事務所数は9,800事務所、(会員数は1万1,500名)となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

## (2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

### ① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

T K C全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、i.自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii.利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii.会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv.中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたT K C全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

### ② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、T K C会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などの第三者が客観的にT K C会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、T K C会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありT K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

来年にはT K Cシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書（個人事業者用）が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を金融機関に提出できるように機能強化いたします。さらなる金融機関との連携強化を支援します。

### (3) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

令和2年4月から資本金1億円超の大企業に法人税・消費税・地方税の電子申告が義務化されました。これに伴い、大企業は、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化に対応できるように、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（令和3年9月末日現在の会員数は1,518名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」ユーザーの電子申告実践を支援する活動を実施しました。その結果、「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」のユーザー数は令和3年9月末日現在で7,644社となりました。約2万3,000社あるといわれる資本金1億円超の企業の約33%に達しています。

また、海外に展開している企業は、コロナウイルスの感染拡大で海外渡航が制限されているため、海外子会社の業績管理とガバナンスの確保に課題を抱えています。当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にしながら確認できるクラウドサービスであるため、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。OBMonitorのユーザー数は1,200社となり、世界37カ国で活用されています。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和3年9月末日現在で約4,720企業グループとなりました。それにより当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち89%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは41%となりました。

なお、当社は、収益認識基準を早期適用したノウハウをもとに、収益認識基準への実務対応を解説するWebセミナーを開催し、当社の収益認識基準の早期適用事例をご紹介します。このWebセミナーには延べ4,250名超の視聴申し込みがありました。

#### (4) 法律情報データベースの市場拡大

##### ①「TKCローブラリー」の利用拡大

法律事務所や企業法務部門を始めとするTKCローブラリーの顧客の多くが、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、オンラインで業務を遂行するようになりました。これにより、資料室や図書館などを利用した調査ができない状況が生まれており、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるTKCローブラリーの評価が高まっています。その結果として、利用者数やコンテンツ追加の契約が増加しました。

また、令和3年6月には、TKCローブラリーの新たなオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等専門書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万3,000IDを超え、令和3年9月末日現在で2万3,000超の諸機関で利用されています。

##### ②アカデミック市場における展開

令和3年4月以降もコロナウイルスの影響で多くの大学・法科大学院は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型もしくは完全オンライン型の授業を実施しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。現在も、各大学と随時Web会議を実施し、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備の支援を継続しています。

また、大学の法学部を中心に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験）は、令和3年9月末日現在で26校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しています。そのため、オンラインテスト機能などコンピューター試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

## 5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

### （1）基幹系サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」から構成するクラウドサービスです。

当社の「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金は、団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で、年1回の定期バージョンアップを実施しています。こうした点が評価され「TASKクラウドサービス」は、令和3年9月末日現在で160を超える地方公共団体に採用されました。

当期においては、これらの団体に対し、ワクチン接種事業に迅速・的確に対応できるよう最新情報を提供するとともに、「予防接種台帳システム」等の改修や「新型コロナワクチン接種予約・受付システム」を迅速に提供し、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。

### （2）行政サービス・デジタル化への対応

当社では、自治体DX推進に貢献すべく〈書かせない・待たせない・来させない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を提供しています。

当期においては、「TASKクラウドかんたん窓口システム」や「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」、大阪府大阪市様の協力を得ながら開発・提供を開始した「TASKクラウドスマート申請システム」について、大幅な機能強化を行いました。

また、これらのサービスについて積極的な提案に取り組んだ結果、「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市様、横浜市様、堺市様などの政令指定都市を含め10を超える団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は20を超える団体に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は70を超える団体に、それぞれ採用されています。

### (3) 地方税税務手続きのデジタル化への対応

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和3年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、当社独自サービスであるデータ連携サービスの機能強化に取り組むほか、パートナー企業と共に積極的な提案活動および導入支援に取り組みました。

### (4) 地方公会計の統一的な基準への対応

令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』には、次のような記載があります。「財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられる。また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる」。これをもとに顧客市区町村に対して、システム更新などのタイミングで「財務会計システムと一体的な地方公会計システム」と「日々仕訳」の導入を検討するよう提案しています。

当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、これら地方公会計システムの公会計情報を活用した経年比較分析やグラフ表示など各種機能強化に取り組んだほか、千葉県袖ヶ浦市様、栃木県鹿沼市様など多くの団体から新規に受注し、それらの円滑な立ち上げ・運用を支援しました。

その結果、地方公会計システムは令和3年9月末日現在で280を超える団体に採用されています。

## (5) 次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなりました。これを受けて、『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）ではデジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などデジタル化を加速することとされました。また令和2年12月25日に総務省から『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画』が公表され、令和3年5月12日にはデジタル改革関連の6法案が成立し、令和8年3月末までを期限とした自治体の情報システムの標準化・共通化への対応が求められることになりました。

当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、新製品の企画・開発を加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては〈行政サービス・デジタル化〉や〈基幹業務システムの標準化〉などに関する情報収集・発信を行うことに加え、先進団体との実証事業などを通じてポストコロナ時代の“新たな日常”を支える次世代ソリューションの調査・研究、開発に取り組みました。

## 6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、DPS）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

DPS分野では、案件の小ロット化による受注額の減少、官公庁大口物件の失注、民間企業におけるダイレクトメールの需要減少などの影響があったものの、市区町村からワクチン接種事業におけるワクチン接種券の印刷業務を受注したことにより、売上高は増加しました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展によるビジネス帳票の需要の減少、さらにコロナウイルス感染拡大の影響によるビジネス帳票の需要が減少したことなどにより、売上高は減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、チラシ、ページ物、書籍等）では、コロナウイルス感染拡大の影響で、イベントなどの中止や延期が続いたこと、Webによるセミナー等の開催が増加したことにより、資料類、チラシなどの印刷受注額が減少し、売上高は減少しました。

## 1-2. 対処すべき課題

当社グループの次年度業績の見通しは、売上高は67,550百万円を予想しており、営業利益は12,560百万円、経常利益は12,930百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8,860百万円を見込んでいます。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もTKC全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、TKC会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

#### (1) システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

- ① 当社システムの「強み」は税務と会計の一気通貫にあります。その特長は、財務会計システムにおいて法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務情報システムと完全連動させ、会計・税務・電子申告の一気通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更に迅速・的確に対応し、こうした強みを強化します。
- ② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたTKC会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

#### (2) 自計化推進活動

当社では、TKC全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能を強化・拡充するとともに、会計データの改ざんを可能とする遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした提案活動を展開します。

#### (3) TKC会員事務所1万超事務所の達成の支援

TKC全国会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所の達成に向けて、TKC会員と連携した会員導入活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。



#### (4) T K C連結グループソリューションの強化と拡充

T K C全国会中堅・大企業支援研究会や同海外展開支援研究会と連携し、「T K C連結グループソリューション」の活用による大企業の税務、会計、海外子会社管理業務等の合理化・効率化を支援します。それにより大企業市場におけるT K Cグループのブランド認知度の向上に努めます。

#### (5) T K Cローライブラリーの利用拡大

「T K Cローライブラリー」を構成する「L E X / D Bインターネット」「出版社データベース」の機能強化と収録内容の拡充をさらに進め、利用者の利便性を高めます。それにより競合他社のサービスとの差別化を図り、法律事務所におけるさらなる利用拡大を目指します。

## 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

当社では、地方公共団体における「スマート自治体」や「行政サービス・デジタル化」の実現、および「行財政改革」を支援するため、今後も最新のI C Tを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて「行政効率の向上」と「住民の利便性向上」を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下の五つの重点活動に取り組みます。

- (1) 基幹系業務システムの新たな顧客市区町村の拡大を図り、自治体クラウドの一層推進により行政サービス・デジタル化の推進と「コスト・ミニマム」の実現を支援します。
- (2) 財務データ等の多面的な活用により行政効率を分析できるシステムを提供することで、公会計情報を活用した「根拠に基づく行政経営・政策形成（E B P M）」の実現を支援します。
- (3) e L T A X関連サービスの普及拡大を図り、税務手続きのデジタル化による利用者（行政と住民）の利便性向上を支援します。
- (4) 利用者の視点から新しい「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」の開発・提供に取り組みます。
- (5) 地方公共団体向けサービスを本業とする地域ベンダーとのソフトウェア製品相互供給関係を築くことにより、販売エリアの拡大とサービスの多重化を実現するアライアンス戦略を推進します。

### 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、データ・プリント・サービス（D P S）およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（B P O）を主体とした拡販のため次のとおり取り組みます。

- (1) アナログとデジタルを融合した印刷技術で製品・サービスの付加価値を向上させ、顧客のダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- (2) 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開のため新技術開発へ継続して取り組みます。
- (3) コロナウイルス禍は顧客のアウトソーシング化を加速させました。その受託では高品質かつ、コストの最小化、情報セキュリティリスクの低減などにより顧客の経営効率化に寄与します。
- (4) D P S 専門工場の生産環境の一層の整備により、品質改善、品質力の強化と生産力の増強を図ります。
- (5) 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のため、全商品の工程ごとの品質チェック体制を強化します。
- (6) 全社においてデジタルトランスフォーメーション（D X）と自動化に取り組み全部門の生産性と業務品質を向上させます。
- (7) 顧客や取引先等からの信頼獲得、および政府が進めるマイナンバーの普及促進に合わせ、マイナンバーの管理については「プライバシーマーク」「ISMS」に基づいた情報セキュリティ体制を一層強化します。
- (8) 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、生産性の向上と効率化によりエネルギー消費量の削減をさらに進めます。

### 4. 全社の対処すべき課題

#### (1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社は、関連法令に完全に準拠し最新の I C T を活用して開発したシステムを提供することによって、会計事務所および地方公共団体の業務を支援しています。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制をより強化していきます。

#### (2) グループ・ガバナンス・システムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ、グループ・ガバナンス・システムの向上に取り組みます。

特に、令和元年6月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に対応したグループ・ガバナンス体制を構築し運用開始しております。

### (3) 働きがいのある組織風土の醸成

当社は、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、当社の経営理念である「顧客への貢献」の実現のため従業員の能力開発の支援、「働きがいのある組織風土」の醸成に取り組めます。

### (4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合には、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組めます。

### (5) システム障害時の迅速な対応

万一にも当社システムに障害が発生した場合は、迅速に、すべてのユーザーに対してその影響度を調査し、結果を報告するとともに、被災ユーザーの100パーセントを救援する体制を整えるべく努力しています。

### (6) 情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその関与先企業、並びに地方公共団体に対して、常に最新のICTの活用による各種情報サービスを提供しています。情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務と考えています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただける技術的環境を整備するために、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。

また、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）では、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」を、平成29年6月19日にはISMSクラウドサービスセキュリティ認証「ISO/IEC27017」を取得しています。

当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

### 1-3. 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 52 期<br>平成30年9月期 | 第 53 期<br>令和元年9月期 | 第 54 期<br>令和2年9月期 | 第 55 期<br>令和3年9月期 |
|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高                 | 61,621百万円          | 66,120百万円         | 67,814百万円         | 66,221百万円         |
| 経常利益                | 8,961百万円           | 9,669百万円          | 11,685百万円         | 12,673百万円         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 6,158百万円           | 6,721百万円          | 7,821百万円          | 8,686百万円          |
| 1株当たり<br>当期純利益      | 116円73銭            | 127円76銭           | 148円81銭           | 164円93銭           |
| 総資産                 | 90,202百万円          | 96,989百万円         | 97,671百万円         | 103,406百万円        |
| 純資産                 | 72,550百万円          | 73,121百万円         | 77,075百万円         | 83,416百万円         |

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 売上高が前期と比較し減少しているのは、令和3年9月期から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためであり、詳細は78ページの「連結注記表Ⅱ 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。

3) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 52 期<br>平成30年9月期 | 第 53 期<br>令和元年9月期 | 第 54 期<br>令和2年9月期 | 第 55 期<br>令和3年9月期 |
|----------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高            | 56,769百万円          | 60,897百万円         | 63,070百万円         | 61,637百万円         |
| 経常利益           | 8,577百万円           | 8,972百万円          | 11,107百万円         | 12,064百万円         |
| 当期純利益          | 5,959百万円           | 6,262百万円          | 7,472百万円          | 8,293百万円          |
| 1株当たり<br>当期純利益 | 112円96銭            | 119円04銭           | 142円18銭           | 157円46銭           |
| 総資産            | 82,737百万円          | 88,192百万円         | 89,767百万円         | 95,264百万円         |
| 純資産            | 68,863百万円          | 70,622百万円         | 74,714百万円         | 80,491百万円         |

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 売上高が前期と比較し減少しているのは、令和3年9月期から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためであり、詳細は65ページの「個別注記表Ⅱ 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。

3) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 1-5. 重要な親会社及び子会社の状況（令和3年9月30日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会社名                     | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|-------------------------|--------|----------|-----------------------|
| 株式会社 T L P              | 100百万円 | 100%     | 印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売 |
| T K C 保安サービス株式会社        | 10百万円  | 100%     | 警備・営繕及び清掃業務           |
| 株式会社 スカイコム              | 100百万円 | 100%     | ソフトウェア・プロダクトの開発・販売    |
| T K C カスタマーサポートサービス株式会社 | 25百万円  | 100%     | ヘルプデスクサービス業務          |
| 株式会社 T K C 出版           | 83百万円  | 100%     | 税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作 |

### ③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の5社であります。
2. 当期の売上高は66,221百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,686百万円（前期比11.1%増）であります。
3. 売上高が前期と比較し減少しているのは、令和3年9月期から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためであり、詳細は78ページの「連結注記表Ⅱ 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。

## 1-6. 主要な借入先及び借入額（令和3年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 1-7. 主要な事業内容（令和3年9月30日現在）

| 事業内容                  | 主要サービス・商品                                                                                                                                                                                                                                                                            | 売上高比率 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 情報処理サービス              | 1. TKC統合情報センターによるコンピューター・サービス<br>① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス<br>② データストレージ・サービス<br>③ ダウンロード・サービス<br>2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス<br>① インターネット・サービス<br>② イントラネット・サービス<br>③ クラウド・コンピューティング・サービス<br>④ データベース・サービス<br>⑤ データストレージ・サービス<br>⑥ データバックアップ・サービス<br>⑦ データセキュリティー・サービス | 38.6% |
| ソフトウェア及びコンサルティング・サービス | 1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス<br>2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供<br>3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス<br>4. データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス<br>5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス                                                                                                             | 45.8% |
| 事務代行及び仲介サービス          | 1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務<br>2. 損害保険代理業<br>3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務                                                                                                                                                                                      | 7.8%  |
| オフィス機器販売              | 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売                                                                                                                                                                                                                                                             | 6.2%  |
| サプライ販売                | TKCコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売                                                                                                                                                                                                                                                       | 1.6%  |

## 1-8. 主要な営業所（令和3年9月30日現在）

|                      |        |           |
|----------------------|--------|-----------|
| 栃木本社（本店）             |        | 栃木県宇都宮市   |
| 東京本社                 |        | 東京都新宿区    |
| システム開発研究所            |        | 栃木県宇都宮市   |
| インターネット・サービスセンター     |        | 栃木県宇都宮市近郊 |
| 統合情報センター（9拠点）        | 北海道    | 北海道札幌市    |
|                      | 東北     | 宮城県仙台市    |
|                      | 栃木     | 栃木県宇都宮市   |
|                      | 東京     | 東京都練馬区    |
|                      | 中部     | 愛知県春日井市   |
|                      | 関西     | 大阪府茨木市    |
|                      | 中四国    | 岡山県岡山市    |
|                      | 九州     | 福岡県古賀市    |
| 統括センター（7拠点）          | 沖縄     | 沖縄県那覇市    |
|                      | 北日本    | 宮城県仙台市    |
|                      | 関東信越   | 埼玉県さいたま市  |
|                      | 首都圏    | 東京都新宿区    |
|                      | 東海北陸   | 愛知県名古屋市   |
|                      | 近畿     | 大阪府大阪市    |
|                      | 中四国    | 岡山県岡山市    |
| 九州                   | 福岡県福岡市 |           |
| SCGサービスセンター（56拠点）    |        |           |
| 地方公共団体事業部地域営業所（13拠点） |        |           |
| サプライ事業部支社（2拠点）       |        |           |



## 1-9. 使用人の状況（令和3年9月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人の数  | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,851名 | 81名増        |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人の数  | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 2,398名 | 86名増   | 39歳5か月 | 16年2か月 |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (令和3年9月30日現在)

### 2-1. 発行可能株式総数 120,000,000株

(注) 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を60,000,000株から120,000,000株に変更しております。

### 2-2. 発行済株式の総数 53,462,066株

(注) 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は26,731,033株増加しております。

### 2-3. 株主数 10,169名

### 2-4. 上位11名の株主

| 株主名                          | 持株数      | 持株比率  |
|------------------------------|----------|-------|
| 公益財団法人飯塚毅育英会                 | 75,060百株 | 14.2% |
| 大同生命保険株式会社                   | 51,380百株 | 9.7%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)     | 46,705百株 | 8.8%  |
| 公益財団法人租税資料館                  | 30,930百株 | 5.8%  |
| T K C 社員持株会                  | 29,259百株 | 5.5%  |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 24,566百株 | 4.6%  |
| 飯塚真玄                         | 15,576百株 | 2.9%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)          | 14,319百株 | 2.7%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社               | 13,328百株 | 2.5%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社           | 11,966百株 | 2.3%  |
| 損害保険ジャパン株式会社                 | 11,966百株 | 2.3%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式529,135株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には役員報酬B I P 信託が所有する当社株式219,800株は含めておりません。

## 2-5. その他株式に関する重要な事項

当社は令和3年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

## 2-6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬として当社普通株式77,600株を交付しました。

（注）上記株式のうち23,280株は、株式交付信託内で換価され、その換価処分金相当額が金銭として交付されています。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 3-1. 当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

#### 3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の状況 (令和3年9月30日現在)

| 地 位       | 氏 名                    | 担 当                              | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                      |
|-----------|------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | いい づか まさ のり<br>飯 塚 真 規 | 社長執行役員<br>会計事務所事業部長              | T K C カスタマーサポートサー<br>ビス株式会社代表取締役社長                                   |
| 代 表 取 締 役 | ひ たか さとし<br>飛 鷹 聡      | 専務執行役員<br>地方公共団体事業部長             | T K C 保安サービス株式会社代<br>表取締役社長                                          |
| 取 締 役     | かわ はし いく お<br>川 橋 郁 夫  | 専務執行役員<br>株式会社スカイコム担当            | 株式会社スカイコム代表取締役<br>社長                                                 |
| 取 締 役     | い がらし やす お<br>五十嵐 康 生  | 常務執行役員<br>会計事務所事業部システム開発<br>研究所長 |                                                                      |
| 取 締 役     | なか にし きよ つぶ<br>中 西 清 嗣 | 執行役員<br>経営管理本部長                  |                                                                      |
| 取 締 役     | おし だ よし まさ<br>押 田 吉 真  |                                  | 税理士法人押田会計事務所代表<br>社員                                                 |
| 取 締 役     | いい じま じゅん こ<br>飯 島 純 子 |                                  | 東京虎ノ門法律事務所パートナ<br>ー弁護士                                               |
| 取 締 役     | こう が のぶ ひこ<br>甲 賀 伸 彦  |                                  | 税理士法人トップマネジメント<br>代表社員                                               |
| 常 勤 監 査 役 | みや した つね お<br>宮 下 恒 夫  |                                  | T K C 保安サービス株式会社監<br>査役<br>T K C カスタマーサポートサー<br>ビス株式会社監査役            |
| 常 勤 監 査 役 | あり の まさ あき<br>有 野 正 明  |                                  | 株式会社 T L P 監査役<br>株式会社スカイコム監査役<br>TKC金融保証株式会社監査役<br>一般社団法人TKC企業共済会監事 |
| 監 査 役     | とも なが ひで き<br>朝 長 英 樹  |                                  | 税理士法人朝長英樹税理士事務所代<br>表社員<br>日本税制研究所代表理事                               |
| 監 査 役     | はま むら とも やす<br>浜 村 智 安 |                                  | 税理士法人浜村会計代表社員                                                        |

- (注) 1. 取締役押田吉真氏、取締役飯島純子氏および取締役甲賀伸彦氏は社外取締役であります。
2. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが旧姓の飯島で業務を執行しております。
3. 監査役朝長英樹氏および監査役浜村智安氏は、社外監査役であります。
4. 監査役朝長英樹氏および監査役浜村智安氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役押田吉真氏、取締役飯島純子氏および取締役甲賀伸彦氏ならびに監査役朝長英樹氏および監査役浜村智安氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会において、飯塚真規氏、飛鷹聡氏、五十嵐康生氏、押田吉真氏および飯島純子氏が取締役に選任され、同日付で重任いたしました。また、新たに、川橋郁夫氏、中西清嗣氏および甲賀伸彦氏が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
  - ② 令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会において、宮下恒夫氏が監査役に選任され、同日付で重任いたしました。また、新たに、有野正明氏および浜村智安氏が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。
  - ③ 取締役角一幸氏、取締役岩田仁氏、取締役伊藤誠氏、取締役湯澤正夫氏、取締役苅屋武宏氏および取締役田口操氏、並びに監査役高島良樹氏は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
  - ④ 監査役中西清嗣氏は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
  - ⑤ 令和2年12月18日開催の取締役会において、飯塚真規氏が代表取締役社長に選定され、同日付で重任いたしました。また、新たに、飛鷹聡氏が代表取締役に選定され、同日付で就任いたしました。

#### 4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

#### 4-3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

中西清嗣氏は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会において取締役を選任されたため、第54期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任しております。

#### 4-4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る当社役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### (1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

###### ① 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（BIP信託）」で構成されます。

###### ② 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（BIP信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条および第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬および株式報酬、監査役の金銭報酬、並びに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

### ③ 役員報酬の決定に関する方針

#### 1) 執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

- ・ T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比の成長。
- ・ T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債および純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

b) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

c) 上記b)に加え、役員改選後の重任時に上記a)b)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。

d) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。

#### 2) 執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。

b) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとする。

#### 3) 監査役の報酬に関する方針

a) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。

b) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。



#### 4)取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針

- a)取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。
- b)取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬および株式報酬で構成します。
- c)執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。
  - ・担当部門の業績達成状況。
  - ・本人によるマーケティングまたはイノベーションの成果。
  - ・担当業務の専門性および本人の部門業績改善への貢献度。
  - ・役位および当該役位における在任年数。

なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合および重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。

#### ④ 役員報酬の決定方法

当社は、取締役の報酬に関して、委員長および委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- 1)取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- 2)取締役及び役付執行役員の選解任
- 3)取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- 4)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- 5)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- 6)子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- 7)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

#### ⑤ 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（B I P 信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高および経常利益が増収増益で終了したこと、および第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益および経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

#### ⑥ 算定方法

ポイント = (月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50% × 限界利益額の前年対比比率)  
+ (月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50% × 経常利益額の前年対比比率)

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（B I P信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60%に設定しています。

※3：限界利益および経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区分                 | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |                 | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|
|                    |                 | 金銭報酬             | 株式報酬<br>(BIP信託) |               |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 182             | 170              | 12              | 10名           |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | 34              | 34               | —               | 3名            |
| 社外取締役              | 28              | 28               | —               | 4名            |
| 社外監査役              | 19              | 19               | —               | 3名            |
| 合計                 | 265             | 253              | 12              | 20名           |

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役・監査役の支給人員と相違する理由は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役1名（うち社外監査役1名）、並びに辞任により退任した監査役1名が含まれていることによります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。

なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役8名に付与した株式報酬制度（役員報酬BIP信託）による報酬額12百万円が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役等の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。

#### 4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4-6. 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

| 地 | 位 | 氏 | 名     | 兼 職 す る 法 人 等              | 兼 職 の 内 容    |
|---|---|---|-------|----------------------------|--------------|
| 取 | 締 | 押 | 田 吉 真 | 税理士法人押田会計事務所               | 代表社員         |
| 取 | 締 | 飯 | 島 純 子 | 東京虎ノ門法律事務所                 | パートナー弁護士     |
| 取 | 締 | 甲 | 賀 伸 彦 | 税理士法人トップマネジメント             | 代表社員         |
| 監 | 査 | 朝 | 長 英 樹 | 税理士法人朝長英樹税理士事務所<br>日本税制研究所 | 代表社員<br>代表理事 |
| 監 | 査 | 浜 | 村 智 安 | 税理士法人浜村会計                  | 代表社員         |

- (注) 1. 当社と税理士法人押田会計事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
2. 当社と東京虎ノ門法律事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
3. 当社と税理士法人トップマネジメントとの間には開示すべき重要な取引はございません。
4. 当社と税理士法人朝長英樹税理士事務所及び日本税制研究所との間には開示すべき重要な取引はございません。
5. 当社と税理士法人浜村会計との間には開示すべき重要な取引はございません。

##### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の名活動状況

| 氏名   | 地位  | 出席回数    |      | 発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                             |
|------|-----|---------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | 取締役会    | 監査役会 |                                                                                                                                                                                                        |
| 押田吉真 | 取締役 | 13回/14回 | —    | T K C全国会システム委員会の委員長を長年務めた経験と知見に基づき、当社のシステムおよびサービスの開発・普及に関して客観的・独立性的な見地から有益な助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。                                            |
| 飯島純子 | 取締役 | 13回/14回 | —    | コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続きおよび役員報酬制度の検討・設計等について、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識に基づいた客観的・独立性的な見地の提言を行いました。指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 |
| 甲賀伸彦 | 取締役 | 10回/10回 | —    | T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員長としての経験と知見に基づき、T K C会員を増加させるための活動および新たにT K C全国会に入会する税理士・公認会計士のフォロー活動について、客観的・独立性的な見地から有益な助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。       |

| 氏名   | 地位  | 出席回数    |       | 発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                        |
|------|-----|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | 取締役会    | 監査役会  |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 朝長英樹 | 監査役 | 13回/14回 | 6回/6回 | <p>税務分野での長年の経験や知見に基づき、取締役会における決議が法令等に違反する虞があるか、必要に応じて質問・意見などの発言を行いました。また、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化ならびに当社のコンプライアンス向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p> |
| 浜村智安 | 監査役 | 10回/10回 | 4回/4回 | <p>税理士・監査役・会計参与として数多くの企業に携わり培ってきた経営管理の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化ならびに当社のコンプライアンス向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>                             |

(注) 1. 取締役 甲賀伸彦氏は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の令和2年12月18日から令和3年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回です。

2. 監査役 浜村智安氏は、令和2年12月18日開催の第54期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の令和2年12月18日から令和3年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回、監査役会開催回数は4回です。

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 5-6. 当事業年度に係る報酬等の額 49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成30年8月17日 公益社団法人日本監査役協会）を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。

### 5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として10百万円を支払っております。

### 5-8. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

### 5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

### 【1】当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

#### （会社法第362条第4項第6号前段関連）

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて

て率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『T K C企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
- ⑪ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をT K Cグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

## 【2】会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

（会社法第362条第4項第6号後段関連）

（1）当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

（会社法施行規則第100条第1項第1号関連）

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（【1】⑦）のとおりに「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づ

- いて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
  2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
  3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

## （2）当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

### （会社法施行規則第100条第1項第2号関連）

#### （2-1）戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
1. 当社の経営理念への準拠性
  2. コンプライアンス
  3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
  4. 予想される顧客からの評価
  5. 技術的な実行可能性
  6. 必要となる資金とコスト

7. その他、業務提携先との信義則等

- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、「指名・報酬諮問委員会規定」に基づくものとする。独立社外役員等を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、取締役の選解任基準に基づいて審議決定し、これを取締役会に答申するものとする。取締役会は、指名・報酬諮問委員会から答申された内容について、審議・決定するものとする。

## **(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定**

### **(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定**

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
  2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）
- なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
1. 緊急度の高いもの。
  2. コンプライアンスに関するもの。
  3. 当社の守秘義務に関するもの。
  4. 資産の保全と会計に関するもの。
  5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
  6. 職場環境と労務管理に関するもの。
  7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

### (2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
  - 1. システム開発研究所業務改善委員会
  - 2. 自治体システム開発部門業務改善委員会
  - 3. 統合情報センター業務改善委員会
  - 4. S C Gサービスセンター業務改善委員会
  - 5. 自治体営業部門業務改善委員会
  - 6. サプライ事業部業務改善委員会
  - 7. 東京本社業務改善委員会
  - 8. 人事給与制度改善委員会
  - 9. リスク管理委員会
  - 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、(2-2-1)に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

### (2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任のもと、総務本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

### (3) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**(4) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)**

- ① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

(イ) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連)

- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。
- ② 内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

(ロ) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連)

別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(ハ) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連)

- ① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その



戦略的合理性について審議する。

- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**(二) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ関連)**

- ① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
- ② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的を実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

**(6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)**

- ① 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)**

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあってはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

**(8) 当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

**(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)**

監査役の職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

(9-1) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

(イ) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)

- ① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
  1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
  2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
  3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
  5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

(ロ) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)

- ① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
  1. 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
  2. 子会社等の監査役監査に係る活動状況
  3. 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

**(9-2) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)**

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

**(9-3) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

**(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)**

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

- ① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。
- ② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

**(10) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)**

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。
- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

### (1) 当社のリスク管理体制

当社では、「オペレーション・リスク管理規定」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。

### (2) 当期における主な会議の開催状況

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は、43ページの「4-6. ③ 各社外役員の主な活動状況」のとおりです。
- ② 監査役会は6回開催されました。その他、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会、および特定部門に固有のオペレーション・リスクを管理するための業務改善委員会を定期的に開催しています。

### (3) 内部監査の実施

当期における当社グループの主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

### (4) 従業員教育の実施状況

当社は従業員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規定」および「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての従業員に対して教育研修を定期的に実施しています。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項

当社は、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>30,739</b> | <b>流動負債</b>      | <b>12,654</b> |
| 現金及び預金          | 21,881        | 買掛金              | 2,251         |
| 売掛金             | 6,304         | リース負債            | 384           |
| リース投資資産         | 384           | 未払金              | 1,686         |
| 商仕掛品            | 77            | 未払法人税等           | 2,169         |
| 仕掛品             | 0             | 未払事業所税           | 56            |
| 材料及び貯蔵品         | 100           | 未払消費税            | 684           |
| 前払費用            | 715           | 前受金              | 594           |
| 未収入金            | 192           | 預り金              | 343           |
| その他の金           | 1,096         | 賞与引当金            | 3,660         |
| 貸倒引当金           | △13           | 工事損失引当金          | 141           |
| <b>固定資産</b>     | <b>64,525</b> | 設備未払金            | 7             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,259</b> | その他の金            | 674           |
| 建物              | 6,567         | <b>固定負債</b>      | <b>2,118</b>  |
| 構築物             | 173           | リース負債            | 539           |
| 車両運搬具           | 19            | 退職給付引当金          | 878           |
| 工具、器具及び備品       | 1,974         | 株式給付引当金          | 307           |
| 土地              | 6,525         | その他の金            | 392           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,537</b>  | <b>負債合計</b>      | <b>14,772</b> |
| ソフトウェア          | 2,599         | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| ソフトウェア仮勘定       | 915           | <b>株主資本</b>      | <b>80,069</b> |
| 電話加入権           | 22            | 資本               | 5,700         |
| その他の金           | 0             | 資本剰余金            | 5,711         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>45,727</b> | 資本準備金            | 5,409         |
| 投資有価証券          | 19,331        | その他資本剰余金         | 302           |
| 関係会社株式          | 1,389         | 利益剰余金            | 70,009        |
| 出資金             | 0             | 利益準備金            | 688           |
| 長期貸付金           | 120           | その他利益剰余金         | 69,321        |
| 長期前払費用          | 472           | 別途積立金            | 63,057        |
| 繰延税金資産          | 5,967         | 繰越利益剰余金          | 6,263         |
| 長期預金            | 16,500        | 自己株式             | △1,352        |
| 差入保証金           | 1,345         | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>422</b>    |
| 長期リース投資資産       | 539           | その他有価証券評価差額金     | 422           |
| その他の金           | 60            | <b>純資産合計</b>     | <b>80,491</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>95,264</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>95,264</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 61,637 |
| 売上原価         | 16,993 |
| 売上総利益        | 44,644 |
| 販売費及び一般管理費   | 32,943 |
| 営業利益         | 11,700 |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 50     |
| 受取配当金        | 155    |
| 受取地代家賃       | 156    |
| 助成金収入        | 13     |
| その他          | 91     |
| 合計           | 468    |
| 営業外費用        |        |
| 賃賃料原価        | 104    |
| その他          | 0      |
| 合計           | 104    |
| 経常利益         | 12,064 |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 111    |
| その他          | 9      |
| 合計           | 121    |
| 特別損失         |        |
| 固定資産売却損      | 22     |
| 固定資産除却損      | 22     |
| 投資有価証券評価損    | 89     |
| 合計           | 133    |
| 税引前当期純利益     | 12,051 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,917  |
| 法人税等調整額      | △158   |
| 当期純利益        | 8,293  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本         |              |              |              |            |               |              |               |               |               |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
|                         | 資本金          | 資本剰余金        |              |              | 利益剰余金      |               |              |               | 自己株式          | 株主資本合計        |
|                         |              | 資本準備金        | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計  | 利益準備金      | その他<br>利益剰余金  |              | 利益剰余金<br>合計   |               |               |
|                         |              |              |              |              |            | 別途積立金         | 繰越<br>利益剰余金  |               |               |               |
| <b>当期首残高</b>            | <b>5,700</b> | <b>5,409</b> | <b>302</b>   | <b>5,711</b> | <b>688</b> | <b>58,757</b> | <b>6,077</b> | <b>65,523</b> | <b>△1,660</b> | <b>75,274</b> |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |              |              |              |              |            |               |              | △367          | △367          | △367          |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | 5,700        | 5,409        | 302          | 5,711        | 688        | 58,757        | 5,710        | 65,156        | △1,660        | 74,907        |
| 当期変動額                   |              |              |              |              |            |               |              |               |               |               |
| 別途積立金の積立                |              |              |              |              |            | 4,300         | △4,300       | —             |               | —             |
| 剰余金の配当                  |              |              |              |              |            |               | △3,440       | △3,440        |               | △3,440        |
| 当期純利益                   |              |              |              |              |            |               | 8,293        | 8,293         |               | 8,293         |
| 自己株式の取得                 |              |              |              |              |            |               |              |               | △6            | △6            |
| 自己株式の処分                 |              |              | 0            | 0            |            |               |              |               | 315           | 315           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |              |              |              |              |            |               |              |               |               |               |
| <b>当期変動額合計</b>          | <b>—</b>     | <b>—</b>     | <b>0</b>     | <b>0</b>     | <b>—</b>   | <b>4,300</b>  | <b>552</b>   | <b>4,852</b>  | <b>308</b>    | <b>5,161</b>  |
| <b>当期末残高</b>            | <b>5,700</b> | <b>5,409</b> | <b>302</b>   | <b>5,711</b> | <b>688</b> | <b>63,057</b> | <b>6,263</b> | <b>70,009</b> | <b>△1,352</b> | <b>80,069</b> |

|                         | 評価・換算差額等             |                    | 純資産合計         |
|-------------------------|----------------------|--------------------|---------------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |               |
| <b>当期首残高</b>            | <b>△560</b>          | <b>△560</b>        | <b>74,714</b> |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                      |                    | △367          |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | △560                 | △560               | 74,347        |
| 当期変動額                   |                      |                    |               |
| 別途積立金の積立                |                      |                    | —             |
| 剰余金の配当                  |                      |                    | △3,440        |
| 当期純利益                   |                      |                    | 8,293         |
| 自己株式の取得                 |                      |                    | △6            |
| 自己株式の処分                 |                      |                    | 315           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 982                  | 982                | 982           |
| <b>当期変動額合計</b>          | <b>982</b>           | <b>982</b>         | <b>6,143</b>  |
| <b>当期末残高</b>            | <b>422</b>           | <b>422</b>         | <b>80,491</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウエア
    - 1) 市場販売目的のソフトウェア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2) 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法

- ② その他  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

##### (5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転して時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が367百万円減少しております。

また、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が2,328百万円、売上原価が2,178百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ150百万円減少しております。

## III 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### IV 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「IV 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

#### V 貸借対照表に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 17,240百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |           |
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権    | 225百万円    |
| (2) 関係会社に対する長期金銭債権    | 120百万円    |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務    | 445百万円    |

#### VI 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| (1) 売上高    | 48百万円    |
| (2) 仕入高    | 3,006百万円 |
| (3) 営業費用   | 2,491百万円 |
| (4) 営業取引以外 | 136百万円   |

#### VII 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |      |          |
|------------------|------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 普通株式 | 748,935株 |
|------------------|------|----------|

## Ⅷ 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| ソフトウェア制作費等            | 2,581百万円 |
| 賞与引当金                 | 1,116百万円 |
| 退職給付引当金               | 267百万円   |
| 退職給付信託                | 1,570百万円 |
| 未払事業税                 | 127百万円   |
| 投資有価証券評価損             | 227百万円   |
| 賞与引当金に対応する法定福利費       | 167百万円   |
| 資産除去債務                | 106百万円   |
| 減損損失                  | 112百万円   |
| 株式給付引当金               | 93百万円    |
| その他                   | 375百万円   |
| 小計                    | 6,745百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △576百万円  |
| 評価性引当額小計              | △576百万円  |
| 繰延税金資産合計              | 6,168百万円 |

#### 繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| その他有価証券評価差額金    | 171百万円   |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 29百万円    |
| 繰延税金負債合計        | 201百万円   |
| 繰延税金資産の純額       | 5,967百万円 |

## IX 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社

| 属性   | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引の内容                        | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------|----------------|------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------|-----|---------------|
| 関連会社 | アイ・モバイル(株)     | 東京都<br>渋谷区 | 100                       | 情報提供<br>サービス業     | (所有)<br>直接30.0                | ホームペー<br>ジサービス<br>開発・保守<br>の委託 | 資金の回収<br>(注)<br>利息の受取<br>(注) | 12<br>3       | 貸付金 | 163           |

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

| 属性                                                 | 会社等の名称<br>又は氏名                 | 所在地                    | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 役員及び<br>その近親<br>者が議決<br>権の過半<br>数を所有<br>している<br>会社 | 税理士法人<br>押田会計事<br>務所<br>(注2)   | 神奈川<br>県横浜<br>市        | 4                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 24            | 売掛金 | 2             |
|                                                    | 税理士法人<br>大藤会計事<br>務所<br>(注3)   | 宮城県<br>仙台市<br>宮城野<br>区 | 9                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 14            | 売掛金 | 1             |
|                                                    | 税理士法人<br>トップマネ<br>ジメント<br>(注4) | 北海道<br>釧路市             | 9                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 18            | 売掛金 | 2             |
|                                                    | 税理士法人<br>浜村会計<br>(注5)          | 栃木県<br>宇都宮<br>市        | 3                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 11            | 売掛金 | 1             |

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## X 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,526円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円46銭   |

(注) 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## XI 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「IX 重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## XII 収益認識に関する注記

連結注記表「X 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和3年11月22日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項(会計方針の変更に関する注記)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>36,107</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>14,721</b>  |
| 現金及び預金          | 26,426         | 買掛金                | 2,402          |
| 受取手形及び売掛金       | 6,973          | 電子記録債務             | 834            |
| リース投資資産         | 384            | 1年内返済予定の長期借入金      | 80             |
| 商品及び製品          | 222            | リース債務              | 468            |
| 仕掛品             | 51             | 未払金                | 1,786          |
| 原材料及び貯蔵品        | 138            | 未払法人税等             | 2,211          |
| その他             | 1,925          | 未払消費税等             | 780            |
| 貸倒引当金           | △14            | 賞与引当金              | 4,073          |
| <b>固定資産</b>     | <b>67,298</b>  | 工事損失引当金            | 141            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,540</b>  | その他                | 1,942          |
| 建物及び構築物         | 7,855          | <b>固定負債</b>        | <b>5,268</b>   |
| 機械装置及び運搬具       | 611            | 長期借入金              | 214            |
| 工具、器具及び備品       | 2,050          | リース債務              | 694            |
| 土地              | 6,802          | 退職給付に係る負債          | 3,554          |
| リース資産           | 220            | 株式給付引当金            | 307            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,605</b>   | その他                | 498            |
| ソフトウェア          | 2,654          | <b>負債合計</b>        | <b>19,990</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 924            | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| その他             | 25             | <b>株主資本</b>        | <b>84,348</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>46,152</b>  | 資本金                | 5,700          |
| 投資有価証券          | 19,605         | 資本剰余金              | 6,589          |
| 関係会社株式          | 100            | 利益剰余金              | 73,411         |
| 長期貸付金           | 120            | 自己株式               | △1,352         |
| 繰延税金資産          | 7,209          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△932</b>    |
| 長期預金            | 16,600         | その他有価証券評価差額金       | 449            |
| 差入保証金           | 1,440          | 退職給付に係る調整累計額       | △1,382         |
| 長期リース投資資産       | 539            | <b>純資産合計</b>       | <b>83,416</b>  |
| その他             | 537            | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>103,406</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>103,406</b> |                    |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 66,221 |
| 売上原価            | 19,319 |
| 売上総利益           | 46,902 |
| 販売費及び一般管理費      | 34,587 |
| 営業利益            | 12,314 |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息            | 51     |
| 受取配当金           | 150    |
| 受取地代家賃          | 51     |
| 受助成金の収入         | 13     |
| その他             | 92     |
| 合計              | 359    |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 0      |
| 有価証券売却損         | 0      |
| その他             | 0      |
| 合計              | 0      |
| 経常利益            | 12,673 |
| 特別利益            |        |
| 固定資産売却益         | 111    |
| その他             | 9      |
| 合計              | 121    |
| 特別損失            |        |
| 固定資産売却損         | 22     |
| 固定資産除却損         | 23     |
| 投資有価証券評価損       | 89     |
| 合計              | 134    |
| 税金等調整前当期純利益     | 12,660 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,156  |
| 法人税等調整額         | △183   |
| 当期純利益           | 8,686  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8,686  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |        |        |
|---------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 5,700 | 6,588 | 68,533 | △1,660 | 79,161 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |       |       | △367   |        | △367   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,700 | 6,588 | 68,165 | △1,660 | 78,793 |
| 当期変動額               |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △3,440 |        | △3,440 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |       |       | 8,686  |        | 8,686  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △6     | △6     |
| 自己株式の処分             |       | 0     |        | 315    | 315    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |        |        |        |
| 当期変動額合計             | -     | 0     | 5,246  | 308    | 5,555  |
| 当期末残高               | 5,700 | 6,589 | 73,411 | △1,352 | 84,348 |

|                     | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る調<br>整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当期首残高               | △553             | △1,532           | △2,085            | 77,075 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                  |                  |                   | △367   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △553             | △1,532           | △2,085            | 76,707 |
| 当期変動額               |                  |                  |                   |        |
| 剰余金の配当              |                  |                  |                   | △3,440 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                  |                   | 8,686  |
| 自己株式の取得             |                  |                  |                   | △6     |
| 自己株式の処分             |                  |                  |                   | 315    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,002            | 150              | 1,153             | 1,153  |
| 当期変動額合計             | 1,002            | 150              | 1,153             | 6,708  |
| 当期末残高               | 449              | △1,382           | △932              | 83,416 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社TLP  
株式会社スカイコム  
TKC保安サービス株式会社  
TKCカスタマーサポートサービス株式会社  
株式会社TKC出版
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称  
TKC金融保証株式会社  
(連結の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称  
アイ・モバイル株式会社  
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称  
TKC金融保証株式会社  
(持分法の適用の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 2) 製品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

##### 1) ソフトウェア

##### a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

##### b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

##### 2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
  - ②連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が平成30年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用可能となったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が367百万円減少しております。

また、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高が2,460百万円、売上原価が2,324百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ136百万円減少しております。

## III 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。



## IV 会計上の見積りに関する注記

### 1. 進捗度に応じた収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

|     | 当連結会計年度 |
|-----|---------|
| 売上高 | 351     |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

#### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

#### ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## V 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,055百万円

## VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首株式数(百株) | 当連結会計年度増加株式数(百株) | 当連結会計年度減少株式数(百株) | 当連結会計年度末株式数(百株) |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 267,310          | 267,310          | —                | 534,620         |
| 合計    | 267,310          | 267,310          | —                | 534,620         |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 4,533            | 3,771            | 815              | 7,489           |
| 合計    | 4,533            | 3,771            | 815              | 7,489           |

- (注) 1. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式における株式数267,310百株の増加は、株式分割による増加であります。
3. 普通株式の自己株式における株式数3,771百株の増加は、株式分割3,759百株、単元未満株式の買取り(株式分割前7百株、株式分割後4百株)であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数815百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付(株式分割前782百株、株式分割後32百株)であります。
5. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,198百株を含めております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日       | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 令和2年12月18日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,720       | 65.00       | 令和2年9月30日 | 令和2年12月21日 |
| 令和3年5月7日<br>取締役会     | 普通株式  | 1,720       | 65.00       | 令和3年3月31日 | 令和3年6月14日  |

- (注) 1. 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれています。
2. 令和3年5月7日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。
3. 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日       | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|--------|-----------------|-----------|------------|
| 令和3年12月17日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,090           | 利益剰余金  | 39.50           | 令和3年9月30日 | 令和3年12月20日 |

(注) 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## Ⅶ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|                        | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金             | 26,426              | 26,426       | -            |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 | 6,973<br>△14        |              |              |
|                        | 6,959               | 6,959        | -            |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券   | 19,491              | 19,491       | -            |
| (4) 長期預金               | 16,600              | 16,533       | △66          |
| 資産計                    | 69,477              | 69,411       | △66          |
| (1) 買掛金                | 2,402               | 2,402        | -            |
| (2) 未払金                | 1,786               | 1,786        | -            |
| 負債計                    | 4,188               | 4,188        | -            |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (4) 長期預金  
これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

### 負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額113百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 其他有価証券」に含めておりません。

## Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,582円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 164円93銭   |

(注) 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

令和3年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する事項を決議し、次のとおり実施いたしました。

- 自己株式取得を行う理由  
資本効率の向上と株主利益の向上を図るために、自己株式取得を行うものであります。
- 取得内容
 

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式              |
| (2) 取得する株式の総数  | 300,000株 (上限)       |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,033,500,000円 (上限) |
- 取得結果
 

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| (1) 取得株式数   | 300,000株                                  |
| (2) 取得価額の総額 | 1,033,500,000円                            |
| (3) 取得日     | 令和3年11月10日                                |
| (4) 取得方法    | (株)東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け |

## X 収益認識に関する注記

当社グループは、会計事務所事業、地方公共団体事業を主な事業としております。

主な事業における履行義務は、情報処理サービスの提供、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売です。

これらの取引の多くは、財又はサービスが引き渡される一時点で充足される履行義務であり、当該引渡時点において収益を計上しております。

なお、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、ソフトウェアの利用期間、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。また、受注制作ソフトウェア開発については、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和3年11月22日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯 塚 徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項(会計方針の変更に関する注記)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月24日

株式会社 T K C 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 宮 | 下 | 恒 | 夫 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 有 | 野 | 正 | 明 | ㊟ |
| 社外監査役 | 朝 | 長 | 英 | 樹 | ㊟ |
| 社外監査役 | 浜 | 村 | 智 | 安 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、中間配当については、65円配当の取締役会決議を経て実施しています。

第55期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

令和3年9月期の期末配当金は、令和3年8月11日に公表しました「令和3年9月期配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株当たり39円50銭といたしたいと存じます。

当社普通株式1株につき39円50銭

|      |      |                |
|------|------|----------------|
| その内訳 | 普通配当 | 32円50銭         |
|      | 特別配当 | 7円00銭          |
| 配当総額 |      | 2,090,850,775円 |
| 配当性向 |      | 45.7%          |

(注) 当社は令和3年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき79円00銭に相当します。中間配当65円00銭を加えた当期の年間配当金は、株式分割前の1株当たり144円00銭に相当しますので、前期比で24円の増配となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和3年12月20日といたしたいと存じます。

## 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 4,100,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 4,100,000,000円

以上

## <インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、令和3年12月16日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログイン  
ID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
  - ②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降  
は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでの  
ログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってく  
ださい。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による  
議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を  
有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）  
は、株主様のご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 5. 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォー  
ム」をご利用いただくことができます。

以 上





# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地  
 当社栃木本社別館 6階会議室

## 交通

- JR宇都宮線・JR東北新幹線 : JR宇都宮駅下車  
 JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）
- 東武宇都宮線 : 東武宇都宮駅下車  
 「東武宇都宮駅前」バス停より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



お願い 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。